

2012年（平成24年）3月1日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

情報公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて（答申）

2011年（平成23年）7月11日付けで諮問された「藤沢病院入院患者に掛かるレセプト平成23年3月診療分一切の内、医療保険点数並びに点数に掛かる項目名（国保分）」の情報公開請求の公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が、「藤沢病院入院患者に掛かるレセプト平成23年3月診療分一切の内、医療保険点数並びに点数に掛かる項目名（国保分）」の行政文書公開請求に対し、2011年（平成23年）6月23日付けでした公開拒否決定については、実施機関の処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は、2011年（平成23年）6月10日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢病院入院患者に掛かるレセプト平成23年3月診療分一切の内、医療保険点数並びに点数に掛かる項目名（国保分）」（以下「本件請求文書」という。）の文書の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同月23日付けで、異議申立人に対し、公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、同月25日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

- (4) 実施機関は、同年7月11日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、条例第6条第1号に非該当のため、本件処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は、意見書で以下のとおりの主張をしている。

藤沢病院の病床数を思慮するに個人の特定は有り得ない。

そもそもレセプトを本人が見る事は稀である。

保険点数から処置が逆算推定され、社会的入院者の数も把握される。

これは、公益であると共に患者の人権擁護でもある。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び意見陳述において、以下のとおりの主張をしている。

本件行政文書は、医療費の診療報酬明細書であり、患者の氏名、性別、生年月日等の特定の個人が識別される情報のほかに、当該患者の傷病名、診察開始日、当該月の診療内容、投薬内容、請求点数等が記載されている。

- (1) 今回請求のあった「藤沢病院入院患者に掛かるレセプト平成23年3月診療分一切の内、医療保険点数並びに点数にかかる項目名（国保分）」について、たとえ氏名、生年月日その他直接的に特定個人が識別される部分を削除したとしても、医療機関名、入院患者、診療年月（平成23年3月診療分）及び藤沢市国民健康保険加入者という条件が特定されることにより、他の情報と照合すると特定の個人が識別され得る可能性がある。また、本件文書に記載される治療内容、投薬、注射、処置、検査等の項目名や点数などは、摘要欄も含めて、患者自身の症状の軽重、変化等が分かるとともに、傷病名が推測され得る情報である。そのため、これらの情報は、個人の生命、身体、健康に関わる極めて機微にわたる私的な情報であって、いったん公開されると当該個人に回復困難な損害を及ぼす影響があると考えられる。

- (2) 本件請求文書は、特定の個人を識別できる部分を除いても、入院患者にとっては、他人には知られたくない個人の心身に関する情報を含んでおり、医療機関名や診療年月等の情報から本人であれば自分の情報であることが分

かる可能性もあり、これらの情報が本人の意思に関係なく公にされることは、当該患者に、不快感や不安感等を与えますます病状が悪化するなど精神的苦痛を及ぼす等、個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

したがって、条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当し、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するものと判断したことから公開拒否とした。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条の規定に基づき、国民健康保険の被保険者が、保険医療機関等で受けた診療について、当該医療機関が保険者である市町村等に対し、診療報酬等を請求する際に提出する明細書であり、被保険者の「保険者番号」、「氏名」、「生年月日」、「傷病名」、「投薬」、「保険点数」等が記載されている。

本件請求文書のうち、異議申立人が公開請求した部分は、「医療保険点数」並びに「点数にかかる項目名」（以下「請求部分」という。）である。

実施機関は、本件請求文書について、条例第6条第1号に該当するため、公開拒否決定を行ったことから、以下、その該当性について検討する。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 条例第6条第1号では、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」については、公開しなければならないものではない。

イ 実施機関は、氏名、生年月日その他直接的に特定個人が識別される部分を削除したとしても、医療機関名、入院患者、診療年月及び藤沢市国民健康保険加入者という条件が特定されることにより、他の情報と照合すると特定の個人が識別され得る可能性があるとして主張するが、仮に、請求部分のうち「点数にかかる項目名」を非公開とし、「医療保険点数」のみを公開した場合であっても、個人の識別性があるとは必ずしも認められない。

ウ しかしながら、たとえ公開した部分から特定の個人が識別できないとしても、本件請求文書を公開することにより、当該医療機関に入院している患者に係る文書が公開されることとなると、精神疾患の患者は精神的に不安定である場合が多いことから、本件請求文書が本人の意思に関係なく公にされたことを知ることにより、受診者と医療機関との信頼関係を損なう

おそれがあると考えられ、そのことによりさらに病状が悪化する、又は当該本人が受診すること自体をやめてしまうおそれも否定できない。

したがって、本件請求文書は、たとえ個人識別部分を除いたとしても、実施機関が主張するとおり、本人が他人に知られたくない個人の心身に関する情報であり、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると考えられることから、条例第6条第1号に該当するという実施機関の主張には理由があると認められる。

以上のことから、異議申立人が取り消しを求める公開拒否決定処分については、実施機関の処分が妥当であると判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2011. 6. 10	・ 行政文書公開請求書受付
6. 23	・ 行政文書公開拒否決定処分
6. 27	・ 郵送による行政文書公開異議申立書（6. 25付け）受理
7. 11	・ 市長から審査会へ諮問書の提出
7. 20	・ 審査会から市長へ非公開理由説明書の提出要請
8. 19	・ 市長から審査会へ非公開理由説明書の提出
8. 22	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 及び意見書の提出要請
8. 26	・ 異議申立人から審査会へ意見書の提出
8. 29	・ 審査会から市長へ意見書の写しの送付
10. 21	・ 審査会から市長へ対象文書の提出要請
11. 14	・ 市長から審査会へ対象文書の提出
12. 15	・ 実施機関からの意見聴取
2012. 1. 19	・ 審議
2. 24	・ 審議
3. 1	・ 答申

※異議申立人は審査会に対し口頭意見陳述を行わない旨、書面により意思表示を行った。

第14期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2012年2月1日～2014年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
青 木 孝	弁護士
中 津 川 彰	弁護士
金 井 惠里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者